



様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

本業務は、県が実施したほ場整備事業により整備し、市町村が管理する農道の台帳作成業務である。  
(当該業務の性格)

- ① 農道台帳のデータは、市町村へ交付される普通地方交付税の基礎数値となっており、高い正確性が求められる。
- ② 上記正確性を確保し、台帳を作成するためには、当該業務を処理する豊富な知識や経験・実績、優れた技術を備えていなければならない。

(農道台帳の管理等)

- ① 農林水産省通達により、市町村は、県土地改良事業団体連合会から、当該台帳の記載内容の点検・確認を受けることとされている。
- ② また、県土地改良事業団体連合会は、点検・確認した農道台帳記載の数値を全国土地改良事業団体連合会を通じて農林水産省に報告することとされている。

以上により、本業務は、これまで、一貫した体制の下に統一的に実施されてきた業務である。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当

福島県財務規則施行通達第269条関係第1項第3号

「契約の内容又は性質上、二人以上の者から見積書を徴することが困難又は不相当であるとき」